

車内表示装置（スーパーサイン）の表示事項

表示事項	表示事由	表示方法	運転日報の備考欄に記入する事項	限定	表示板
① 空車	空車のとき	車外に向けて表示	---	---	
② 割増	割増運賃を適用している場合	車内及び車外に向けて表示	---	---	
③ 無線予約 (東京都特別区・武三交通圏の区域であって無線装着車に限る。)	無線配車（無線基地局の指令により、旅客の指定場所に配車すること。）により迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させ無線待ち料金を適用している場合	車外に向けて表示	表示した時刻	---	
④ 迎車	旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合	車外に向けて表示	---	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(3)
⑤ 予約車	迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合 （③により『無線予約』を表示する場合を除く。）、 又は 運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合	車外に向けて表示	表示した時刻	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(2)
⑥ 貸切車	時間制運賃を適用する場合 であって、 営業所、車庫等を旅客の要求により出発したときから運送を終了するまでの間	車外に向けて表示	---	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(4)
⑦ 観光車	観光ルート別運賃を適用する時間中	車外に向けて表示	表示した時刻 観光ルート名	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(5)
⑧ 回送	運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合 又は 乗務の終了、車両の故障等、運賃メーター誤及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車両若しくは営業所等に回送する場合	車外に向けて表示	表示した時刻 回送後は回送区間	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(1) 車両に備えなければならない
(表示板のみ) 配車回送板	計画配車の為に、空車で回送する場合	配車回送板を掲出	掲出した時刻 回送後は配車回送区間	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(6)
⑨ 救援	救援事業を行う場合はその時間中	車外に向けて表示	表示した時刻 終了した時刻	表示事由の場合以外表示してはならない	表示板(7)